

## 明治初期、福岡県の鉱業行政：石炭鉱業における試掘，開坑手続を中心として

東定， 宣昌  
九州大学

<https://doi.org/10.15017/1655020>

---

出版情報：経済学研究. 53 (4/5), pp.227-239, 1988-02-10. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：



# 明治初期、福岡県の鉱業行政

—石炭鉱業における試掘、開坑手続を中心として—

東 定 宣 昌

## 1. は じ め に

明治新政府は、明治2年(1869)2月20日に「鉱山開拓之儀ハ、其地居住之者共故障無之候ハハ、其支配之府藩県へ願之上、掘出不苦候、府藩県ニ於テモ、旧習ニ不泥、速ニ差免可申事」(行政官布告177号)と布告し、鉱山に対する政府の所有権と鉱業自由の原則を宣言した<sup>1)</sup>。この方針は、5年3月27日頒布の鉱山心得(太政官布告100号)に継承され、さらに翌6年(1873)7月20日布告の日本坑法で一層明確にされた。同法は新たに試掘制度を採用し、鉱山開採において前述行政官布告177号の「其地ノ住民ニ故障ナケレハ」という布告を消滅せしめたが、しかし試掘に関し地主の優先権を保証した。ところがこの優先権は実際には借区開坑に対してまで拡大解釈されたようである。即ち「当時の坑法によれば、自分の所有地以外で出願するときは地主の承認を要すると云ふことになってゐた」<sup>2)</sup>のである。

しかしながら、明治初期の「筑豊」地方では、この日本坑法の下で借区出願するのに、地主の承諾だけでなく地元村民の承諾まで必要とした。そのことは次のような懐旧談などにうかがえる。

例えば、筑豊で蒸気唧筒の使用に最初に成功した杉山徳三郎は次のように述べている。

「明治も中葉の頃迄は職業によつては甚だしく輕蔑されたものがあつた、さうして石炭坑の経営なども極端に侮辱された職業の一であつて、石炭掘とは縁組みせぬと村人の間に不文律があつた位である。然るに炭坑の経営者としては先づ鉱区を出願するのは是非共村人の同意調印を求めなければならなかつた、人間扱ひをされぬ位迄に嫌はれてゐることを承知しながら、尚膝を屈して調印を乞ふには大なる屈辱に堪え、大なる努力を要した」<sup>3)</sup>

と。また福陵新報記者宮川五郎三郎も、明治13年頃の状況を次のように記している。

「当時石炭借区許否の如何は坑法上出願主財力の如何より寧ろ村承諾の如何によりて決定せらるゝものたるを以て、坑区附近の村民は此坑法を奇貨とし、無理非道の故障若くは苦情を捏造し、貪婪殆んど飽くことを知らず、餓虎の獸肉も斯くやと思はれつる」<sup>4)</sup>

この地元承諾について、筆者はかつて麻生鯉田炭坑の事例を紹介し、村承諾の存在を指摘し、承諾と引換えに村に対して鉱業者より村益金が支払われ、かかる承諾権が、地主承諾権とともに鉱業条例制定過程の中での三菱社の筑豊進出を契機に崩壊を始めたことを明らかにした<sup>5)</sup>。今野孝氏は、麻生忠隈炭坑の開坑における地元

1) 石村善助『鉱業権の研究』(1960年、勁草書房)51頁参照。以下、引用史料中の傍点ならびに読点は筆者の付したものである。

2) 「原嘉道懐旧談」(『石炭時報』第3巻1号66頁)

3) 「杉山徳三郎懐旧談」(『石炭時報』第2巻1号 54頁)

4) 「県下出身礦業家六傑伝 麻生太吉君」(『福陵新報』明治30年1月23日)

5) 東定「麻生鯉田炭坑における地補金について」(『エネルギー史研究ノート』No.6)

忠隈村との契約を分析する中で、村益金の根拠、或いは承諾権の根拠が「村内に埋蔵する石炭については村民にその所有権がある一鉱山心得書以来の鉱物の政府所有といった法的規定のいかんを問わず、村民の意識として一とする立場」にあるのではないかと推測されている<sup>6)</sup>。

村承諾について触れた研究は、右に挙げたものを除けばほとんど見る事ができないのであるが、当然のことながら、市町村史はこの問題を重視している。『田川市史』は「田川郡誌」稿本の借区競争に関する記述を引用して、村承諾が「実力」即ち腕力によって決されるような状況にあったとし、それに付き、「じっさいは法制的な規制ではなく慣行であった」としている<sup>7)</sup>。しかし、その慣行がどのように成立したかについては触れていない。『直方市史』は「出願手続の条件として地元の承諾を得ることは、法的には明文化されてはいなかったが、地元との紛争をさけるために行政指導としては、つとめて地元の承諾書を添付するように指導した」と、行政指導によるものであったとし、その根拠として明治16年7月1日付の福岡県布達をあげている<sup>8)</sup>。

先に挙げた「田川郡誌」稿本は「十七・八年頃未だ鉱業条例なるものなく借区は土地人民の

承諾を経て県庁に出願するを法とす」<sup>9)</sup>と記している。またこの法について、藤金作は次のように回想している。

「当時鉱業上の法規として福岡県には福岡坑法なるものがあつた、福岡坑法は日本坑法と大同小異の法規で、鉱区の出願は県と内務省に出さねばならなかつた、只出願書だけでは不備で、必ず人民承諾書の添付が必要であつた」<sup>10)</sup>

と。

そこで本稿は、これらを手がかりとし、明治初期の福岡県の鉱業行政についてできるだけ史料を紹介しながら、村承諾の根拠をさぐることを中心として、借区開坑（試掘）手続の実態をうかがう。なお、明治初期の福岡県の鉱業行政については今野孝氏の「明治20年前後における筑豊石炭鉱業」（『エネルギー史研究』No. 12）の中で論じられているが、小稿はこれに多く依拠しつつ、新史料を付け加え再考しようとするものである。

## 2. 石炭取締方法の布告と村承諾

新政府の鉱業政策が銅、或は金銀から石炭をも対象とするようになるのは、明治3年(1870)閏10月、工部省が設置され、鉱山業務を管轄するようになって、お雇い外国人ホンリクト・オーヘンを雇用して石炭産出場所や産出高を調査したり、或いは各府藩県に対し石炭産地名と出炭高の提出を指令してからである。前述明治2年の所謂鉱山解放令は駿河以東13国府藩県に出されたものにすぎず、翌3年の鉱山司規則書同様に、金銀銅のみを対象としており、当時石炭に関しては、各府県とも廃藩置県後も依然として

6) 今野孝「明治期筑豊における土着石炭鉱業家の発展過程—麻生忠隈炭坑の分析を中心として—」（『エネルギー史研究ノート』No. 11）59頁。

7) 田川市史編纂委員会編『田川市史』中巻（昭和51年）867頁。

8) 紫村一重編『直方市史』補巻一石炭鉱業編一（昭和54年）74・75頁。明治16年の布達とは次の通りである。

「官有地地下下渡拝借及ビ土石掘取諸礦事業出願ノ筋ハ願書ノ外地元村及ビ関係町村人民惣代ノ故障有無書面相添出願可致、尤モ地元村及関係町村ニ於テ無謂書面不指出時ハ本人ニ於テ直ニ其事実ヲ別紙ニ詳記シ出願可致、此旨布達候事  
明治十六年七月十二日

福岡県令 岸良俊介」

9) 前掲『田川市史』中巻 866頁。

10) 「藤金作懐旧談 田川採炭会社設立の前後」（『石炭時報』第3巻3号37頁。

旧来の制度と慣行の下にあった<sup>11)</sup>。

福岡県の場合も同様で、置県後も旧来の焚石旅出仕組制度を維持していたことは次の4年11月の布告によって明らかである。但し、置県直後の同年11月9日に取締所の名称を従来の物産会所から物産会社へと改称しているが、実態は変わっていなかった<sup>12)</sup>。

「従来石炭・生蠟之儀、物産会社致領口居候処、今般御改革ニ相成候ニ付、基礎之趣向存寄、開業志候者有之ハ、委鋪仕法書を以て、庶務掛に可願出候事

但シ自由ト他管轄に輸出ハ不相成、必物産会社ニ依り売払可致候事」<sup>13)</sup>

翌5年(1872)になっても「芦屋・若松焚石会社之義ハ是迄之通御居リニ」<sup>14)</sup>なっていたのであるが、3月になって、遠賀・鞍手・嘉麻・穂波4郡以外の石炭は「勝手ニ輸出差許」しとなった<sup>15)</sup>。そして他県と同様というべきか、やや遅れて「明治五壬申九月、従前御仕組石炭御会社御

廃止に相成」<sup>16)</sup>だったのである。

礦山心得が頒布され、廃藩置県後までも維持されてきた旅出仕組制度を中核とする旧制度が廃止されると、「多年極端の圧制を受けしもの忽ちにして極端の自由を得、堤防俄然決壊す、奔波滔々として天に漲るもの豈怪むを須ひんや、礦業社会の競争は直に乱掘乱売となり、弊害百出終に其の業を維持する能はず」<sup>17)</sup>という自由採掘、自由販売の状況が生じた<sup>18)</sup>。「筑豊」石炭の積出港である若松・芦屋両港における石炭価格は大きく下落して鉱業者の経営を圧迫した。当時の次のような記録がそのことを示している。

「明治七年戌旧二月、石炭大不景氣、就るも勝手売商社追々開ケ互ニ濫売、頓と石炭坑主不残大疲平ニ相至、浜方にも同様濫売致ひ処、沖船にも同様難波と相成、何れも案外之事」<sup>19)</sup>

かくして鉱業者は「始めて自由採掘及自由販売

右之趣、管内無洩様至急可相達候也

壬申三月 福岡県

(麻生家文書、延64)。尚、4郡で焚石と呼ばれていたものを石炭と呼ぶようになるのは、これを初見とするとと思われる。礦山心得にもとづくものであろう。

16) 前掲「入江六郎七記録」。

17) 高野江基太郎『筑豊炭礦誌』(明治31年・複製版)7頁。

18) 永末十四雄『筑豊』(日本放送出版協会 昭和48年)54-57頁。児玉音松『筑豊鉱業頭領伝』(明治35年)も「明治五年の廃藩によりて、一時採掘上の制裁全く弛廃せし為め、濫掘、濫売、当業者皆其弊毒に中たりしと雖、斯業の企画者も此間に増加し、経験老達の材も此際に輩出し」(1-2頁)たという。

しかし、浅井淳は高野江の記録を引用して、明治2年2月の法令を原因として乱掘の弊害が生じたとしている(『日本石炭読本』古今書院 昭和16年279-280頁)。これを批判して、石村善助教授は「資料的に裏付けることはできないようである」(石村前掲書 57頁)と言われるが、高野江は『筑豊炭礦誌』においても『日本炭礦誌』(明治41年)においても、乱掘の原因を明治5年(ママ)の廃藩置県と仕組法の廃止においている。浅井淳の誤りであろう。もっとも『福岡県史』(第2巻下冊、365頁)も、明治2年の太政官布告が石炭乱掘時代を起したため、「鉱山心得書」および日本坑法が施行されたとする。これを裏付ける史料はない。

19) 前掲「入江六郎七記録」。もちろん、この不況は安

11) 長州石炭方や旧唐津県石炭方が廃止となったのは明治5年旧暦2月である(筑豊石炭礦業史年表編纂委員会編『筑豊石炭礦業史年表』西日本文化協会昭和48年)。

12) 福岡藩の焚石仕組制度については、松下志朗「福岡藩の焚石石炭旅売仕組について」(秀村選三他編『近代経済の歴史的基盤』ミネルヴァ書房 1977年)、遠藤正男『九州経済史研究』(日本評論社 昭和17年)参照。

後の「筑豊」炭田のうち、田川郡を管轄していた小倉県は、藩政時代赤池会所を通して福岡藩同様の統制を行っていたようであるが、維新時、既に財政難から御用商人中原屋の実質的支配下におかれていた。そして明治5年2月にこの支配は一層強化された(米津三郎編『中原嘉左右日記』第3巻 西日本文化協会 昭和46年)。

13) 『福岡県史』第2巻(昭和38年)379頁。

14) 「入江六郎七記録」(九州大学石炭研究資料センター編『石炭研究資料叢書』第8集、1987年 所収)。

15) 「管内物産之内、石炭・生蠟・樺実之三品々、管内売買之外、管外輸出儀ハ物産会社之外不相成段、先般相達置ひ処、依詮儀遠鞍嘉穂四郡之石炭ハ旧来之俣物産会社遂示談、旧会社規則ニ随ひ輸出可取計ひ、其他郡々之分ハ会社引合ニ不及、勝手ニ輸出差許ひ、尤生蠟・樺実二品ハ追る相達ひ迄、先般相達ひ通可相心得ひ事

の不可なるを知り、明治七年相共に県庁に出頭し、前制度の再施行を求め<sup>20)</sup>た、即ち旧藩時代の仕組制度の再施行を要請したという。

こうした自由採掘、自由販売による市場混乱に対処するため、例えば、鞍手郡では鉱業者が7年旧暦2月に少くとも常勤職員3名を置いたカルテル類似組織を結成している<sup>21)</sup>。おそらく他郡でもこうした動きがあったのであろう。福岡県は10月10日次のような石炭取締方法を布告し、11月1日より施行したのである。全文を示すと次の通りである。

「 石炭取締方法

第壹章

一、今般芦屋若松両港<sup>〔所脱カ〕</sup>に改ヲ指置、改方・収税共取斗  
外事

第貳章

一、石炭川下之節ハ別紙雛形通、証券に夫々致書込、  
山方之者調印之上、縛壹艘毎必可相渡候事  
但、証券も改所おゐて相製、紙料・手間料而已を  
以払下外間、凡二三ヶ月見込を以、受取方可申出  
外事

第三章

一、山元常用之印預、両港改所に兼て指出可置外事

第四章

一、川船着港之上、前条山元<sup>〔マツ〕</sup>に受取方証券を改所に  
指出、検査を可受事

第五章

一、改所ニ於るを、右証券并山元中印章相違無之哉否  
ヲ検シ、若相違之儀於有之を、夫も可及糺方事  
但改所<sup>〔マツ〕</sup>にハ石炭量り船壹艘兼る相備可置外事

第六章

一、山元印章無之川船有之ニおいてハ、犯法ヲ以論  
し、夫も相当可及処置事

第七章

一、収税之儀ハ、山も石品ヲ區別シ、時々定価ヲ極、  
斤数ニ応じ取立る事  
但、定価ハ今艘更ニ相定ルニ、必ス兼テ普通定り  
たる相場ナリ、尤為時増<sup>〔般〕</sup>□せざるへからすニ至る  
ハ問屋或ハ売掛人等合儀之上、相革メ、其段改所  
に早速可相届、銘々私ニ定価ヲ増減するハ禁制ト  
ス

第八章

一、税制ハ山元直段ニ依テ収納するヲ以、定価中<sup>〔實〕</sup>の水  
陸運賃ヲ可引去、依テ稼山毎に石炭壹万斤ケ額ト  
シ、何村何山何字ヨリ何村何字川岸迄里程何程、運  
賃何程、夫ヨリ何港迄里程何程、川下運賃ハ何程、  
明細相記シ、改所に可届事

第九章

一、山元ニテ石炭直売致候分ハ、一ヶ月毎ニ取纏、斤  
数直段相記シ、御定則之税金相添上納可致事

第十章

一、一大区毎ニ組合ヲ相立、其中老人ヲ撰任シ頭取ヲ  
可置事

但、頭取変換之節ニ可届出事

第十一章

一、組合頭取ハ稼方ニ付仲間申合等初、諸事取締可致  
事

第十二章

一、山方堀夫水陸運賃等之定価、時宜増減於有之ハ、  
頭取共互ニ熟談之上、一樣ニ取極、其都度<sup>〔マツ〕</sup>に改所  
に可届事

第十三章

一、石炭堀高残高等之取調、一区毎ニ取纏、如式可申  
出事

第十四章

一、借区税上納之儀ハ如法可相心得事

第十五章

一、山方一時之利ヲ貪り、姑息不法之堀方不致様嚴重

川敬一郎が「明治七年は秋期に至る迄降雨頗る多く、製塩業の不況甚しかりし為め、余等は一敗起つこと難きを感じるに至り」(『撫松余韻』昭和10年、551頁)という天候不順によっても相乗されたであらう。

20) 前掲『筑豊炭礦誌』8頁。ただし、礦業者側が県庁に対し、仕組制度の再施行を直接要求したことを裏付ける資料は見つからない。

21) 前掲「入江六郎七記録」。

可相心得事

福岡県庁

明治七年十月

」<sup>22)</sup>

全15章からなるこの石炭取締方法は、日本坑法頒布後、また置県後、福岡県が打ち出した鉱業対策の最初のものであり、以後の鉱業行政の出発点をなすものであった。その内容についてみると、次のようにいえるであろう。

① 旧藩時代と同様に、芦屋・若松両港に改所を置き、流通面の掌握、監督を通して、山元、即ち遠賀・鞍手・嘉麻・穂波4郡の鉱業者と鉱業を掌握しようとするものであった(1～6章)。

② 坑物税の収税は山元値段によって行うが<sup>23)</sup>、山元値段が鉱業者毎に時間毎に多様であつては、

22) 麻生家文書 明B-6。

23) 日本坑法の下での鉱業税は坑区税と坑物税からなるが、坑物税は第31で「金属及諸坑物ニ就テ代価百分ノ三ヨリ百分ノ二十迄ヲ坑物税トシテ毎年一月七月両度ニ鉱山寮ニ納ム可シ、但税額ノ儀ハ其坑業ノ盛衰ニ随ヒ鉱山寮ヨリ命スベシ」となっていた。福岡県は6年1月25日次のような税則を布告している。ここに坑物代価の「百分ノ三ヨリ百分ノ二十迄」といわれる坑物税の石炭鉱業における実態が示されている。

「石炭・燐石兼多堀方御差免置ハ分、従前郡村仕組救助筋等ニ相成ハ或ハ土族・卒・寺院等追々願立致堀方ハ分共、一切壬申年ノ税納被仰付条、別紙雛形之通不洩様相認メ可申出、尤堀出高斤数之分ハ其村副戸長・村役共無違乱様遂吟味、書上規則之税納高割付、二月十五日限書面取纏、現金一同可致上納ハ事

明治六年一月廿五日

石炭・燐石税則

一、石炭 大塊壹万斤ニ付 金五十銭  
小石壹万斤ニ付 金式十五銭

一、燐石 壹万斤ニ付 同式十五銭

ノ

石炭 燐石 場所書上ケ税金上納之事 雛形

一、石炭山 壺ヶ所 官林 何郡何村  
一、燐石 私林 山元何某  
野地空地

右何年支干何月堀方御免、何年何月取止メ  
壬申年中出石高

大塊斤数何百何十斤

此税何百何十円何銭

小石斤数何百何十斤

それでも困難な収税が一層困難になる。

そのため山元値段を次のようにして決定する。

すなわち、若松、芦屋の石炭価格を問屋並びに売捌人により統制し、水陸運賃を組合により統制して、前者より後者を差引き決定する。こうして自由販売制度を修正して価格統制を行い、収税の利便を図りながら、同時に石炭価格の維持、安定を図ろうとした(7～9章)。

③ 1大区毎、即ちこの時の福岡県では遠鞍嘉穂4郡は1郡1大区であつたので、各郡毎に組合を組成し、頭取を置いて、水陸運賃および

此税何百何十円何銭  
燐石ハ小石同シ  
ノ税金何百何十円何銭何里<sup>(マ)</sup>  
右之通上納仕也

何郡何村  
山元何某

明治六年癸酉二月

右之何々石炭 壬申堀方出石高相改相違無御座也  
燐石

年号月日

第何区何村

組頭

〃 副戸長

〃 戸長

参事当ル

○一區限不洩取纏、半紙形系紙帳面仕立可指出、  
上納金ハ一區限一同ニ亦不苦事

月形典事

加川典事

明治六年一月廿七日

区々戸長中

正副戸長中

」  
(「麻生家文書」資料番号 延-65)。

旧暦7年2月の沖売石炭値段が上石9円50銭、下石7円50銭乃至5円50銭(平均して6円と考えておく)であり、明治5年の山元値元が沖売値段の上石68.6パーセント、中石90.3パーセントである(「入江六郎七記録」による)ことから推測すると、坑物税は上石(大塊)100分の7.7、中乃至下石(小塊)は約100分の4.6位になる。

しかしながら、全国的にこの納入ははかばかしくなく、8年1月13日太政官布告2号を以て当分廃止された。福岡県はこれを受けて4郡の区戸長に対し次の如く指示した。

「太政官第貳号ヲ以、砒山坑物税本年一月ヨリ当分廃止之儀公布相成候ニ付テハ、昨七年十二月迄堀立売却残収税不相済石炭高、別紙雛形之通、無遺漏取調、来ル二月十五日限可指出、右収税之儀ハ是迄之通可相心得、就ハ昨年、本年分、旧貫税収納之分トモ混同不相成様夫々區別、輸出送り券ニ記載可

採掘賃を統制させ、且つ組合を通して採掘量、貯炭量等の調査、把握をしようとした（10～13章）。

このように、石炭取締方法は旧藩時代の旅出仕組制度に多くを学びながら、坑物税の収税確保と同時に日本坑法頒布後の福岡県の石炭礦業の安定化と、結果的に鉱業者の保護を図ろうとした画期的なものであった。そしてまたこの中に明治18年（1885）4月布達の石炭坑業人組合準則の萌芽をみることができる。即ち、この法に基いて設立された大区毎の組合は18年設立の筑豊5郡別各同業組合の、さらには同年11月に結成される筑前国豊前国石炭坑業組合の前身とも母胎ともいうものである。

しかしながら、この取締方法は、借区開坑或いは試掘については直接規定しておらず、ただ「借区税上納之儀ハ如法」（14章）としたのみであった。そのためであろう、この取締方法を補完するものとして、福岡県は8年（1875）4月9日「諸礦借区開坑或ハ試掘出願之節ハ別紙之通取調可申候事」として次の6項目を布達した。

一、試掘并ニ借区開坑共、願書案ハ兼テ布達之按文ニ相触レ不申様注意可致事

一、借区地官民林田畑他人之抱地又ハ願主之抱地、且官私交接之地所区別シ、坪数夫々記載、絵図面上詳細相分リ様、色分ケヲ以可書調事

一、試掘借区開坑共村方差問無之添書可差出、且他人之抱地ヲ借区ニ願、又ニ相交ハハ、其者承諾之受書ヲも別段可相添ハ事

但、絵図面ニも何ノ誰抱ト可相記ハ事

一、試掘借区開坑出願之場所、近傍ニ開坑場所有之ハハ、某借区或ハ試掘ノ某借区或ハ試掘迄ハ距離何間ト線ヲ引、間数記載、向後故障筋無之趣絵図面上

致、此段相違候事

明治八年一月廿八日 福岡県庁  
第八大区区戸長中

（「麻生家文書 資料番号 明B-6」）

判然ハ様可致書載、且近傍開坑等無之ハ其絵図面ニ可書加事

一、絵図面ハも願主之居所、姓名相記、調印イタシ可差出事

一、試掘より借区開坑ニ出願之節ハ、兼テ下渡置ハ仮免状返納、且又試掘中枝葉明細帳別紙雛形之通相認可差出ハ事

」<sup>24)</sup>

この布達第3項こそ、借区開坑或いは試掘に対し、地主承諾だけでなく、村承諾を要求したものである。以後、これを根拠として、村承諾は鉱業条例施行に至るまで筑豊石炭礦業に大きな影響を与え、同条例制定の一因ともなったのである。

この「試掘借区開坑手続」は、おそらく次のような目的をもって布達されたのであろう。

① 当時の借区や借区図は極めて杜撰であったが<sup>25)</sup>、前年の取締方法で坑物税の収取方法を整備した県は、精確な図面を確保することに

24) 麻生家文書 資料番号 明B-6。

尚、文中の枝葉明細帳とは次のものである。

「 試掘石炭礦明細帳

国郡村名

何ノ誰

試掘石炭礦明細帳

国郡村字

一、石炭礦宅ケ所

但 年月日御免許ヨリ

年月日マテ

行業日数 何日

工人数 何人

産石 何斤

書面之通相違無御座候也

国郡村

何ノ誰

年月日

令当テ

村吏奥書」

25) 後の明治鉱業重役の白土善太郎の懐旧談によると、「坑主の届出図面の如きも、恰も今日の小児の自由画のやうなもので東西何十間、南北何十間と書いて基点も何もあったものではない、さうして勝手な所を自由に採掘して、農商課から検査に来る頃には申訳に都合のいゝ所に移ってしまふといふ有様であった、併し検査に来る役人の方にも完全な図面が無いのだからそれで無事に済んで来た」（「白土善太郎懐旧談」『石炭時報』第2巻3号48頁）程度のものであった。

よって、新たに坑区税の収納の整備を図った。

② 極めて杜撰な借区状況は、地主、地元村民、近隣鉱業者間でさまざまなトラブルを生ぜせしめたことは想像に難くない<sup>26)</sup>。県としても開坑に際し、借区地域を精確化し、トラブルを可能な限り未然に防ぎたかったであろう。

③ 前述したように、取締方法で4郡石炭礦業の安定化を図った県は、礦区の精確化と地主承諾、村承諾を組み合わせることによって、再度濫掘の弊害が生じるのを防ぐため、借区の面からの規制を図った。

④ 和田維四郎は、日本坑法の欠点を『坑法論』の中で5項目に集約しているが、その第一に「試掘及採掘出願ヲ諾否スルノ標準ヲ定メサルカ為官民共ニ其処理ニ苦シムコト」を挙げ、この条項は鉱業条例制定理由の第一にも掲げられ、日本坑法の大きな問題であった<sup>27)</sup>。おそらく福岡県も苦悩したと思われ、日本坑法に規定の

ない村承諾条項を示達したことは、実質的な諾否の判定を地元下部地方庁（町村）におろし、実情にうとい県の責任を回避しようとしたとも考えられる。

右の③④項に関連して、「筑豊」5郡のうち田川郡を管轄していた小倉県の場合をみよう。同県は8年11月に田川郡石炭取締仮規則を設けた。この理由は福岡県の石炭取締方法の場合と同様に、仕組制度崩壊後、田川郡の石炭採掘が「其法方ノ立サルト規則ノ宜シカラザルトヲ以テ、未タ曾テ有益ノ民ニ及フモノヲ見ス、反テ之レガ為ニ破産ノ媒介ヲ為スニ至ルハ歎スベキノ至リ」<sup>28)</sup>にあるから、というものであった。仮規則には村承諾の問題はとりあげられていないが、ここでも、試掘・開坑に際し、区戸長に大きな権限が与えられていることに注目すべきである。

そこで、8年4月の布達がなされる前の開坑願と以降のそれとを嘉麻郡の勢田村外3ヵ村の事例から例示しておこう。

「借区開坑願

私儀

明治6年癸酉7月福岡県管下筑前国嘉麻郡勢田村明神谷ニテ石炭堀開業御免許候処、此度坑法被仰出候ニ付、自今右場所ニテ借区開坑被差許度、別紙図面取添此段奉願候、以上

福岡県貫籍筑前国嘉麻郡勢田村

農 許斐 和三郎

明治七年十二月

福岡県令 渡辺 清殿

副戸長 白土 正尚

保長 許斐九郎七

許斐与一郎」<sup>29)</sup>

26) 鉱山監督署長時代の田中隆三は鉱業条例制定後でさえも次のように回想している。

「試掘書類に添附する鉱区図面は、調整不正確なれば、其図面に依り實際を明にすること到底不可能なるを以て、監督署に就て調査せしに、試掘出願者が、自己の先願せんとする同村同字地内に先願あるものと思料し、其出願を思ひ止まり居たるに、後其出願が自己の先願せんとしたる地域と異なるを知ることあり、又は同村異字なるを以て自己の出願せんとする地域を、誰一人ありて先願者無しと安堵して試掘を出願せしに、其出願が附近住民より土地の名称を聞きたるに、字何と謂ふ処なりと云はれ、其仮書添出願し、又自己が名称を尋ねたりしときは、字何と云ふ処なりと聞き、各人其地を呼ぶに別々でありし為め、同村異字でこそなけれ、土地は同一なりしを以て、折角先願者無きものと思ひ出願したるに、後に至り先願に重複せる為め不許可の止を得ざる不利を蒙ることあり（中略）試掘出願の先願鉱区に重複し居るや否やは、鉱山監督署に於ても試掘出願者書類に添附したる図面に就て、明にすること能はざるを以て、鉱山監督署か之れが調査の機関を設置し、先願鉱区の重複の疑い試掘出願書類を別に取纏め置き、調査を為しつゝあるか、実地を踏査したる結果、其内何等先願鉱区に重複し居らざるもの多きを常とせり、該出願処理の任に当り居る鉱山監督署の機関でも斯の如し」（『筑豊石炭鉱業組合月報』第7巻88号52頁）と。

27) 石村前掲書 152頁。同書139-143頁も参照。

28) 前掲『中原嘉左右日記』第12巻 477頁。この取締仮規則は20項目からなり、試掘開坑の条件と諾否の規準を明らかにするとともに、若松へ石炭問屋を設立し、小倉県下の各炭礦経営を問屋の支配下に置くとうとするものであった。

29) 許斐友太郎解説「自明治八年乃至明治十八年 石



上に見るごとく、地元承諾が規定される以前にも、(戸長)、副戸長、保長の奥書がつけられている。これは当時の日本坑法の書類様式(雛形)にはないものであるが、県から工部省への借区開坑願の雛形に準拠し(県令の奥書がある)<sup>30)</sup>、かつ、旧藩時代の口上書の旧習を引継いだものである。

8年4月以降の場合は次のような添願が付けられた。

「石炭借区願ニ付添願

字権現堂 官有地

一 石炭借区願 一ヶ所 勢田村

右於場所土族花房定鑑より出願候処相違無御座候、近傍借区、村方差支筋無御座候条願之通御聞論被仰付度、此段奉願候也

第八大区一小区勢田村

保長 許斐九郎七 @

副戸長 白土 正尚 @

明治八年五月

福岡県令 渡辺 清殿 J<sup>31)</sup>

上の添願は11年(1878)になると「石炭借区願ニ付異見証」或いは単に「異見書」となり、12年になると明確に該村人民惣代名による「承諾

炭借区願控綴 勢田村外三ヶ村戸長役場」(福岡県願田町役場所蔵)

30) 借区開坑願雛形は次のようであった。但し、堅書。

「  
表面ニ 借区開坑願  
某県貫籍某国某郡某村某職業  
某

借区開坑願

私儀某年某地に於て試掘相願候処、何鉱発見いたし又後來何礦を掘出す候に付、別紙図面の場処に於て可き見込に付

借区開坑被差許度、此段奉願候、以上

某県貫籍某国某郡某村某職業  
某 印

年号月日

前書願出之通御聞届相成度候也

某県令某 印」

(福岡県編『第三課緊要布令類編』明治10年)

書」となる<sup>32)</sup>。異見書についていえば、11年に借区願に「石炭開坑借区御願ニ付資本并坑業方法永続之見込」という、出願者の資産および積り書(石炭壺万斤当り内訳予算書)が付されるようになる<sup>33)</sup>。これに対して戸長が「石炭開坑異見書」という保証書を付けるようになり、これにともなって添願が異見書に変わったのである。

### 3. 承諾金と村益金

前述藤金作の直話で村承諾とそれに伴う償金について次のような回想がある。

「明治六年日本坑法が出来た鉦物を採掘せんとする者は此日本坑法に依つて借区願ひを出す事になった。此頃は土地を重んじたから借区願ひの許可には地元郡土地総代、地主総代、又は人民総代と呼ばれた代表者の承諾を要した。然るに漸次機械の発達と共に火力の使用が多くなり、且つ明治廿年九州鉄道開通し運輸の便も備り石炭の需要増加と相俟つて借区願も多くなったが、村承諾を得る場合に地元からは斤先何程を地元に呉れと言ふ様に斤先分配の要求をする様になった。之迄はよいが果ては地元に酒や金銭を与へて

31) 32) 註19)と同じ

33) この開始期を確定する史料は見当たらない。しかし「明治十五年末済事務引渡演説書」中に次のような記述がある。

「從來採掘ノ業ヲ企ツルモノ、其利害得失ヲ詳ニセズシテ、容易ニ其業ヲ起スヲ以テ、興廃常ナク、資産ヲ倒尽スルモノ比々之アリ。故ニ本県ニ於テハ、夙ニ鉦物ノ実検及資力ノ足否ヲ予知スルノ急ナルヲ察シ、借区ヲ出願スルニ当リ、果シテ其借区中ノ鉦物ヲ採取シ得可キ資力アリヤ否ヤ、証明セン為メ、核事業ノ資ニ供ス可キ金額ヲ記載セシメ、戸長之ヲ保証スルノ規則ヲ設ケタルヨリ、当初ハ少シク其功ヲ見ルモノ、如シト雖モ、今日ニ於テハ有名無実ノ徒為ニシテ、自然ニ任ズルニ如カザルヲ察シ、本年ニ於テ之ヲ廃セリ(後略)」(『福岡県史資料』第1輯 昭和7年 764頁)。

これによると資力証明は15年には廃止されたようであるが、17年頃にも、「一万坪以上出願者は五万円以上の資産を有するものという定があった」という。(『貝島嘉蔵蔵旧談』『石炭時報』第2巻8号33頁)。

村人の歡心を買ふを要する様になり弊害を生ずる様になった」<sup>34)</sup>

この回想にも村承諾と地主承諾の混同がある。両者が峻別されねばならないことは、既に明らかにした通りであるが、ともあれ、村承諾を得る場合、村益金と承諾金という2種の代償金が要求されている。そこでこの2種の代償金についてみておこう。

明治16年1月、麻生賀郎（麻生太吉の父）と麻生徳兵衛は福岡県穂波郡忠隈村字山王谷に借区出願するに際し、同村人民惣代地主惣代宮島武四郎他6名と次のような約定をしている。

「 第一條

一、右石炭、器械ニテ堀方ニ相成候分ハ坑口壹万斤ニ付金拾貳錢宛村益御渡可被成候、尤是迄之通御堀方之分ハ壹万斤ニ付金三拾錢宛御渡シ可被成候事  
但右村益金ハ其年分毎年六月、八月、十二月、三度ニ御渡可被成候事

第二條

一、右村益金前借トシテ、借区出願之際金百三拾円無利息ニテ御渡相成候事、最モ返却方ハ村益金デ立用スル事

第三條

一、坑口明方之地所ハ熟談之上相当之代価ヲモッテ御買取可被成候事

第四條

一、石置場其他新道等之分御堀方ニ付、御入用之地所ハ何レ之処ニ相成候トモ地主ニライテ意存無之、尤モ附口米是迄之分五歩ヲ増シ、譬ハ壹俵ナレバ壹俵五歩ト相定メ、山林ナレハ立木根切之分相当ノ代金御渡可被成候、野山等ハ御渡ニ不及候事

第五條

一、石炭堀方中、田畑舞ホギ、清水出溜有之時ハ、地主熟談之上相当之代金御渡可被成候事

第六條

一、五尺石炭之分モ、ヤケ崎ニテ浜焚ニ不相成分ハ石からニ焼立候時ハ承諾ニ相成候事」<sup>35)</sup>

この約定では、第1条で斤先金の分配を規定しているが、これは村益金であり、第3条～4条が地主に対する補償を、第5条が鉱害補償を規定している。第2条は村益金の形をとっているが、借区出願に際して一時金として村方に支払うことを要求しており、これが前史料にいう「果ては地元へ酒や金銭を与えて」という狭義の承諾金と考えても差支えないであろう。

麻生家は翌17年鯰田炭坑を開坑するが、同年10月、麻生太吉は嘉麻郡鯰田村人民惣代地主惣代田中新七外4名と定約して、定約金として150円、耕地補金として、採出石炭4分の3は1万斤に付35錢、4分の1は17錢5厘宛、年二期に分け6月30日、12月30日に村方に支払うこととしている<sup>36)</sup>。この場合も定約金と耕地補金は借地料等の直接的対地主補償や、田地水難、作付不能や田地損害等の鉱害補償等とは別個のものであり<sup>37)</sup>、斤先払の耕地補金は村益金、定約金は狭義の承諾金と考えられる。

地元各村は鉱業者の借区出願や試掘出願に対し、村方承諾権を駆使して、村益金、承諾金の釣上げを図った。とりわけ競願者が存在した場合、村方の権利行使は激しかった<sup>38)</sup>。ところで、村益金と承諾金は、鉱業者にとっても、地元村民にとっても、村方承諾権に基づく広義の承諾金として同様に考えられていたかもしれない。

村益は、筑前では元治元年子10月の鞍手郡御救焚石方有吉八次郎の覚書までさかのぼること

35) 今野孝「明治期筑豊における土着石炭鉱業家の発展過程」(『エネルギー史研究』第11号 59頁)より引用。

36) 37) 東定「麻生鯰田炭坑における地補金について」(『エネルギー史研究』第6号)参照。

38) 今野孝・東定前掲論文。

34) 農林省農務局『福岡県に於ける炭鉱業に因る被害の実情調査』(昭和6年)79-80頁。

が出来る<sup>39)</sup>。豊前でも弘化4未2月に植木市郎右衛門の約定証文がある<sup>40)</sup>。村益銭は村救銭、庄屋証勘銭同様の雑用銭、或は所肩銭等のさまざまな内容をもって使用されたようであるが、仕組制度以来の長い慣行をもつものである。しかし村益銭の性格については不明な点が多い。

これに対し、狭義の村承諾に基づく承諾金は明治16、7年頃に始まるのではなからうか。

#### 4. 明治11年以降の鉱業行政

明治10年以前の福岡県の鉱業行政の特色が、藩政時代の仕組制度に類似する販売、生産に対する統制保護による安定化と収税方法の整備に主眼があったとすれば、11年以降のそれは積極的な鉱業近代化方針に一変する。その起点は工部省三池鉱山分局雇外国人ポッターを依頼して、筑豊5郡の有力炭田を点検調査なさしめたことにある<sup>41)</sup>。

ポッターは「雇土居貫三ヲノ随従セシメ、明治十一年五月九日三池ヲ発シ福岡ニ至リ、而ノ炭山点検ノ順路ハ筑前国庄司坑ニ始リ、豊前国勢田・糸田・香月等ノ諸坑歴覽、筑前国新入炭坑ニ至テ卒リ、五月廿五日三池エ帰着」<sup>42)</sup>して

いる。ポッターは上記有力炭田の現況、炭層、炭質、運搬の便を中心にして調査し、「鍾ハ直ニ新入ニ於テ試ムヘシ」と報告した<sup>43)</sup>。この報告書を受けて、福岡県は3,500円余を投じ<sup>44)</sup>、12年2月28日より9月15日にかけて鞍手郡上新入村、下新入村の立鍾調査を行い、同年9月、工部省に対して官営事業として開鑿するよう稟請している<sup>45)</sup>。

この時点における福岡県の筑豊石炭鉱業に対する基本的認識と姿勢は『福岡県勸業科第2回年報』に示されている。

「筑豊両地中、鞍手、遠賀、田川、嘉麻、穂波ノ諸郡ハ頗ル炭山ニ富ミ、且穿堀極テ易シ、故ヲ以テ坑山家十分ノ資金ナクシテ容易ニ手ヲ下スヲ得、忽焉其業ヲ創メ忽焉又之レヲ廃ス、甲興リテ仆レーツトシテ其坑業ノ久シキニ堪ルナク、此ノ故ニ炭礦浅キハ二三間深キハ二三十間、到ル処点々只坑数ノ多ク且ツ浅キヲ認ムル耳、嗚呼速ニ礦山保護ノ道講究セシムハアルヘカラザルナリ（中略）今時ノ坑主ト云フハ一人トシテ之レヲ穿堀スベキノ金力ナク、概ネ金主ナルモノアリテ三分以上ノ高利子ヲ以テ僅々ノ資本ヲ借り坑業ニ着手スルヲ以テ、一タビ坑中出水ノ害ニ逢フトキハ通水洞ヲ開クニ由ナク、因脩姑息ノ穿堀ヲナシ其上縁ノ石ノミヲ摘採シ、忽チ茲業ヲ廃絶スルモノ頻々皆然ラサルハナシ、夫坑法ハ因ヨリ坑業ノ規則、坑夫ノ役仕方ニ至迄約束嚴明ナラサルノミナラズ、身ヲ処スル游蕩無頼只眼前ノ小利ニ眩惑シ坑業ヲ久シキニ継続シテ永遠ノ大利ヲ全フスルノ理ニ着眼セズ、詐偽百出金主ヲ誑キ、金主亦タ坑主ノ信スベカラサルヲ知ルト雖トモ遂ニ其高利子ニ迷眩シ、瞬息ノ間共ニ転倒シテ家産

39) 『福岡県史』第2巻下冊 311頁。

40) 『石炭研究資料叢書』第4集 37頁。

41) Fredrick Antony Potter については、今津健治『雇英人ポッターに関する若干の史料』（『エネルギー史研究』第2号所収）参照。

42) 『福岡県史 近代史料編 三池鉱山年報』（福岡県昭和57年）128頁。

尚、この巡検月日について、『福岡県勸業科第2回年報』は7月としているが、5月が正しい。5月9日付で、6大区区长松本潜は6小区区长白土正尚宛に「三池鉱山局雇外国人、不日当区内エ出張、鉱山実地検査致シ候ニ付るゝ、鉱礦之事ニ功熟ナル者老人、日給金參拾銭ニ雇入、当区限り隨行為致候筈ニ付、可然人調所ニ於テ相撰置ハ様被相違ハ条、其小区内ニテ右事業ニ熟練致シ、且応接等不都合無之様出来ハ者相撰」ぶように指示している。（白土家文書 文書番号64）。

7月には、10日に工部省御雇採鉱学教師ネットーが

福岡県に工学寮生徒数名を引率して来たため、19日付で県令より6大区々長宛「不都合無之様別テ注意」が（同上）。『年報』はこれを混同したものである。

43) この調査報告については「三池炭山点検記等（ゴットフレー氏）外」（『日本鉱業史料集第1期明治篇1』 白亜書房 昭和56年）ならびに前記『福岡県史』128-130頁を参照。

44) 前掲「明治十五年末済事務引渡演説書」。

45) 『福岡県勸業科第2回年報』158頁。尚、「明治十

ヲ没スルニ至ル、茲ニ於テ乎常ニ世人之レヲ度外視シテ坑主近クヘカラズ、礦業為スニ足ラスト為ス、嗚呼管下ノ生産物石炭其元ニ居ルベシ」<sup>46)</sup>

というものである。ここにみられる無計画、無資本、無法無頼の鉱業者に対する徹底的不信が、その後の日本坑法下における福岡県鉱業行政を規定した。ポッターへの調査依頼、その報告書にもとづく筑豊官営計画もこの鉱業家不信によるものであったことはいうまでもない。もちろんこれには明治9年以降の官営三池炭礦の飛躍的發展が大きな影響を与えていたであろうことは想像に難くない。また筑豊石炭鉱業の發展が、地元鉱業家以外に多数の他所もの鉱業家を誘引し、もはや明治10年以前のように、戸長、副戸長、保長等の地元町村行政に依存するだけでは把握、統制が不可能になったことも無視できない。

五年末済事務引渡演説書」は福岡県の立錘調査年を11年としているが12年の誤りである。

46) 同上 156-7頁。

47) 福岡県第39号布達（北九州市立中央図書館所蔵）。以後の布達・布告類は同館所蔵のものである。

48) 全文は次の通りである。

#### 「諸坑業出願者取扱手続

##### 第一条

諸坑業試掘ヲ企テント欲スルモノハ、日本坑法第二章ノ主趣ニヨリ実地見取図面ヲ製シ、坑物発見ノ分ハ見本ヲ添エ、正副願書四通ヲ製セシメ、一通ヲ郡区ニ留メ、残り三通ニ実地検査ノ上其意見ヲ副申スヘシ

##### 第二条

試掘許可ノ後、故ナク一年間ヲ経過スルモノアルトキハ郡区長ニ於テ廃業ヲ命シ、試掘権ヲ返納セシム可シ

##### 第三条

諸坑業借区開坑ヲ企テント欲スルモノハ、日本坑法第三章ノ主趣ニ基キ、明治十六年工部省第四号達別紙図式ノ通測量図ヲ製シ、坑物発見ノ分ハ見本ヲ添エ、第一条ノ手続ノ如クス可シ

##### 第四条

借区許可ノ後、故ナク一年以上着手セザルカ、或ハ一年以上中止スルモノハ、第二条ニ準シ処分ス可シ

##### 第五条

借区年限中ハ区中恰当ノ場所ニ、方四寸高五尺以上ノ標木ヲ立テ、表面ニ国郡村字、借区坪数、坑主ノ族籍名及ヒ裏面ニ許可ノ年月日ヲ明記セシム可シ

##### 第六条

かかる無法な鉱業家、即ち前述した如く、借区図と実際の採掘の相異を無視してはばからなような鉱業家間の苦情、紛糾を処理するため、福岡県は明治15年5月17日検測製図手続書を布達した<sup>47)</sup>。これは借区図製図に際し、借区適所に動かすことの出来ない標石、標木を建設し、製図及び図面記載方法を規定した8項目からなるものであった。

そして翌16年12月11日、右の手続書を含め、従来の借区出願手続を総括した全文14条の諸坑業出願者取扱手続を郡区宛に布達し、(甲第121条)「従来の布達及ヒ達ノ條々、右ニ抵触スルモノハ消滅候儀ト心得可シ」とした<sup>48)</sup>。さらに18年

借区境界標木ハ、測量基点トスルモノハ別紙図面雛形ノ通、方四寸角ヲ用ヒ、其余ハ方二寸以上高五尺以上ノモノヲ建設シ、方位間数番号ヲ明記セシム可シ、最モ営業年間に腐朽スルトキハ立替ヲ命ス可シ但、在来ノ借区ニシテ境界標木損敗ノ分ハ、第五条、第六条ニ準シ建設ヲ命ス可シ

##### 第七条

日本坑法第四章ノ意ニ基キ、通洞及ヒ借区外ヨリ坑道ヲ企テント欲スルモノハ、正副願書及ヒ測量図面四通ヲ出サシメ、第一条ノ手続ニ準シ取扱フ可シ

##### 第八条

試借及ヒ通洞坑道等ヲ企ルニ、舍屋、道路、河溝、城堡及ヒ隣借区等ニ関係アル場所ハ、日本坑法第五章ノ意ニ基キ、実地検査ノ際、他日障害ナキヤ否ニ注意シ、其意見ノ趣ハ副申ニ詳記ス可シ

##### 第九条

借区廃業出願スルトキハ、日本坑法第六章ノ主趣ニ基キ囲柵等堅固ニシテ危嶮ノ憂ヒナキヲ見届ケタル上、其旨願書ニ副申ス可シ

##### 第十条

前項第二条、第四条及ヒ借区税不納者ノ如キハ、郡区長ニ於テ直ニ廃業ノ処分ヲナシ、坑区券取揚、事故有テ坑区券ヲ出サル、トキハ処分後取揚ノ順序ヲ立ルモ妨ケナシ、其旨届出ツ可シ

##### 第十一条

坑主ニシテ身代限りノ処分ヲ受ケシ者ハ、即区長ニ於テ坑区券取揚、其旨届出ツ可シ

##### 第十二条

坑主ノ所業坑法違反ノ者ト認定スルトキハ、其事故ヲ具申シテ指揮ヲ請フ可シ

##### 第十三条

坑主其家資ヲ相続セシムルトキハ、其相続者ニ坑業ヲ譲渡シ、坑区券書替、連署出願セシメ、又他ニ譲リ渡ストキハ、譲受渡シ坑区券書替ノ願書ヲ双方ヨリ出タサシム可シ

1月22日、右を改正して諸坑業取扱手続（甲第6号）を布達した。これは従来の14条を9条に整理したものであるが、最大の改正点は、それまで県一郡区一鉱業者という形での行政を、県一鉱業者と直接に県が監督するようにしたことである。周知のように、福岡県は同年4月9日、石炭坑業組合準則（第34号）を布達して、筑豊5郡にそれぞれ石炭坑業組合を結成するが、従来郡区を介していた行政を県一石炭坑業組合一鉱業者というルートで行うことができるようになることを前提としたものでもあったろう。

この諸坑業出願者取扱手続（註48）および諸坑業取扱手続こそ、当初紹介した藤金作懐旧談中の「日本坑法と大同小異の法規」である「福岡坑法」なるものであったと思われる。

他方、無計画および無資力鉱業者を排除しようとする県の行政指導は次のような形態をとった。既に早く11年に、開坑願に「石炭開坑借区御願ニ付資本并坑業方法永続見込」を付さしめ、鉱業者の資金を重視したことは前述の通りであるが、中央政府もかかる問題を放置できなくなり、「身元篤と取調べ、無資力ノ分ハ勿論、身元不慥ニシテ将来確實ノ鉱業ヲ相営ヘク見込無之」者は地方庁限り願書を却下出来るようにした（17年5月23日、工部省5号達）<sup>49)</sup>。福岡県でもこれを受けて各郡長は町村に対し、出願人がある場合、次の条項を副申するよう達した。

「一、願人等各自財産所有ノ数額

一、願人平素ノ品行及ヒ人民信用ノ如何

一、該坑を掘採スルニ付、資本ニ供ス可キ金高予算

一、開鑿掘採ノ方法

#### 第十四条

諸坑業上、水利土工及ヒ境界等ノ為メ、彼是苦情争論ヲ醸ストキハ、実地点検理非ヲ論示ス可シ、若シ其論示ニ服セザルトキハ、双方苦情争論ノ理由書ヲ作ラシメ意見書ヲ付シテ開申ス可シ」

49) 石村前掲書

#### 一、運搬ノ方法

」<sup>50)</sup>

さらに翌年には、上の各条項につき、一層詳細な調査項目を例示する諸鉱業願調査例（明治18年4月30日、福岡県甲第41号布達）を明らかにした。調査例では先の第1項が「第1条坑業願人身代之事」となり、願人所有の土地、建物、現金、公債株券、貸付金預金、負債、動産不動産質入書入の7項目につき、第2項は、第7条で「願人資格之事」と改称され、品行、刑名刑期、坑法違反、身代限の4項目を調査するように指示している。

その他は

第2条 地質並ニ磁脈磁線等ノ事（4項目）

第3条 起業方法之事（2項目）

第4条 運搬方法之事（2項目）

第5条 起業資本並ニ予算之事（3項目）

第6条 起業目的之事（4項目）

からなる詳細なもので、第8条で増借区の場合の、第9条で試掘の場合の調査項目を示していた。

## 5. お わ り に

日本坑法の欠陥は、鉱業条例制定との関連で種々論じられているが、借区試掘の出願に対し、その許否の規準が不明であること、鉱業者（坑業人、借区人）と地表権利者の権利義務の関係が規定不十分であることも重要な欠陥であったといわれている。従ってまた、この問題にこそ直接鉱業実務を担当した地方庁がもっとも腐心したところである。

ところで、かかる欠陥のため、本来なら鉱業者は自由に鉱業権を獲得することができる筈で

50) 明治17年11月21日付、企救郡々長の町村浦島宛達（地第30号）。

あるのに、実際は試掘や借区の出願に際し、地表権利者の承諾を要するという取扱いがなされていた。この問題について石村善助教授は、和田維四郎の『坑法論』を継承し、実際上は地主の承諾を得なければならなかったこと、その原因は①明治9年工部省布達第18号願書式「地元へ示談ニ及ヒ候処差支無之云々」の字句があること、および同書式添付の図面に地主連印と記載してあるため、であるとされ、更に独自に②鉱業人が社会的に卑賤の身分とさげすまれていたこと、③地主が鉱害をおそれ鉱業に好意的でなかったことを挙げられる<sup>51)</sup>。

ところで、福岡県では試掘や借区出願において地主承諾のみならず、村承諾が必要であったのである。そしてこの原因は、前述明治9年の工部省布達第18号が示されるより以前、即ち8年4月9日付の福岡県の達にあったことをみた。中央政府は、鉱業者の身元・資格について、身代限の処分を受けた者のみについて原則を示し（明治9年）、17年にいたって始めて抽象的に無資力鉱業者の排除を図っている。福岡県では11

年頃から無計画・無資力無法鉱業者の淘汰を図り、開坑願に「石炭開坑借区御願ニ付資本并坑業方法永続之見込」書を付さしめている。また鉱区面積についても同様で、福岡県の鉱業行政、とりわけ石炭行政が政府の政策に先行していたことは、既に今野孝氏前掲論文「明治20年前後における筑豊石炭鉱業」の指摘する通りである。

尚、既にみたように、福岡県の鉱業行政は明治7年の石炭取締方法、明治11年のポッター調査、明治18年の石炭坑業組合準則、諸坑業出願者取扱手続を契機に大きな変換を遂げるのであるが、明治9年4月18日の福岡県（遠賀、鞍手、嘉麻、穂波4郡）と小倉県（田川郡）の合併によって筑豊5郡の石炭鉱業行政にどのような統一が行われたのか、どのような変化が生じたのかを示す史料は不明であることを指摘しておかねばならない。

---

付記) 小稿で紹介使用した史料については、永末十四雄氏、許斐友太郎氏、福岡県地域史研究所、麻生家、白土家の御好意を頂いた。また小稿は昭和60～62年度文部省科学研究費(総合A)「明治大正期石炭礦業における資本蓄積の展開とその社会的基盤」の成果の一部である。深く感謝の意を表する次第である。

---

51) 石村前掲書、141-143頁参照。